

土地利用届出に係る排水施設確認の基準

土地利用の届出等に関する条例第 7 条第 1 項の規定による土地利用に関する配慮すべき事項の排水計画について確認するための基準とし、施行規則第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号及び第 5 号の排水施設計画の平面図（図面に雨水計算、集水面積、水路の系統図及び水利計算を記したもの）に適用する

1. 排水計画の確認の基本事項

- ①行為面積が 1,000 m²未満については行為区域内の排水計画について確認する
- ②行為面積 1,000 以上 3,000 m²未満については原則として行為区域内の排水計画について確認するものとするが、以前より流下能力が問題となっているような放流先水路、河川または、下流域から排水について意見が出されている場合については、排出先水路、河川の流下能力について確認する
- ③行為面積は 3,000 m²以上については都市計画法開発行為許可による。開発行為許可が不要で届出の必要な行為については、開発行為許可に準じて確認を行う
- ④適切な排水の放流先がなく調整池、貯留施設、浸透施設を設置する場合は、行為面積に関係なく施設容量について確認する
- ⑤既存施設及び将来計画施設と一体とした排水計画の確認が必要な場合は、事業者が異なっても排水計画は一体として確認する
但し、一体とした面積が 3,000 m²未満の場合は省略できる

2. 行為区内排水及び放流先水路等流下能力

- ①行為区域内の排水計画は、行為区域内の排水設備より隣地に流入することなく確実に水路、河川に放流され、放流水路、河川は放流に対する流下能力があることを確認する
- ②放流先水路、河川の流下能力は、行為区以内排水の放流地点における水路が、上流集水区域の流量と行為区域の排水流量を合わせた流量に対する流下能力を確認する
- ③放流先水路、河川の下流において、流下能力が課題となっている水路等、地元から意見と指摘があった水路についても 2-②と同様とする

3. 調整池、貯留施設、浸透施設

- ①上記 2-②③で流下能力を確認し、流下能力が不足する場合には、調整池が設置されているか確認する
- ②適切な排水の放流先がない場合は貯留施設、浸透施設が設置されているか確認する

4. 雨量強度

- ①雨量強度は長野県「開発許可審査指針」に準じ長野県建設部河川課「長野県内の降雨強度式（飯伊領域）」により算出

- ②確率年は5年以上とする（「下水道施設計画・設計指針（（社）日本下水道協会）」では5～10年）

5. 行為区域内の排水流量

- ①排水流量は長野県「開発許可審査指針」に準じ合理式とする
- ②流出係数は長野県「開発許可審査指針」に準じ「下水道施設計画・設計指針（（社）日本下水道協会）」の工種別基礎流出係数による。上位下位がある場合は原則として中間値とする
- （参考）

種 別	流出係数	流出係数（中間値）
屋根	0.85～0.95	0.90
道路（駐車場）	0.80～0.90	0.85
その他の不浸透面	0.75～0.85	0.80
水面	1.00	1.00
間地	0.10～0.30	0.20
芝、樹木の多い公園（緑地）	0.05～0.25	0.15
勾配の緩い山地（法面）	0.20～0.40	0.30
勾配の急な山地（法面）	0.40～0.60	0.50

- ③到達時間（流入時間＋流下時間）は「長野県建設部設計基準（2）」又は「下水道施設計画・設計指針（（社）日本下水道協会）」による。ただし、到達時間が10分以下の場合の到達時間は10分とする
- ③工種別基礎流出係数に該当しないような構造物は届出者の決定根拠資料を確認する。但し、太陽光パネルの流出係数は飯田市の「太陽光発電設備を設置する場合の届出等に関する取扱要領」に準じ0.9とする

6. 流下能力の算定

- ①流下能力算定は「長野県建設部設計基準（2）」による
- ②降雨強度は長野県建設部河川課「長野県内の降雨強度式（飯伊領域）」により算出
- ③確率年は5年以上とする（「長野県建設部設計基準（2）」ではE級10年以下）
- ④到達時間（流入時間＋流下時間）は「長野県建設部設計基準（2）」による。但し、集水面積が2k㎡以下の場合は30分とする
- ⑤流出係数は「長野県建設部設計基準（2）」による。
- （参考）

密集市街地	0.9	一般市街地	0.8	山地	0.7
水田	0.7	畑、原野	0.6		

7. 調整池、貯留施設、浸透施設の容量

- ①降雨継続時間は飯田市「氾濫調整池等の設計要領」に準じ60分とする
- ②施設容量は次のいずれかとする

(i) 飯田市「氾濫調整池等の設計要領」に準じ、敷地面積 1 m²当たり 1 時間当たりの基準流出を設定 (0.018 m³/ (m²・h)) し、それを超える流量

$$\alpha = f_0 \times r(60) \div 1000 = 0.018 \text{ m}^3 / (\text{m}^2 \cdot \text{h})$$

f₀ : 平均流出係数 0.501

r(60) : 5 年確率 60 分雨量強度 36.8 mm/h

(ii) 長野県建設部「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」の増分処理法により算出した許容放流量を超える流量。但し雨量確率は 5 年、開発前流出係数 0.6、開発後流出係数 0.9 とする

(iii) 長野県「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」の 1% 影響区間調査によるネットワーク地点法など他の届出において調整流量を算出している場合は、その届出において決定されている流量とする

④ 調整池、貯留施設については容量を確認するが、構造については確認事項としない。

但し、余水が生じたときには確実に水路等に放流される構造であることを確認する

⑤ 浸透施設については、浸透量の確認を行うが、構造については確認事項としない。

8. 浸透施設の浸透量

① 飽和透水係数は現地透水試験を原則とする。「雨水浸透施設技術指針(案)調査・計画編(社団法人雨水貯留浸透技術協会)」による飽和透水係数の概略値を用いる場合は、地質調査による柱状図等で地質を確認する。

② 浸透量の算出は「雨水浸透施設技術指針(案)調査・計画編(社団法人雨水貯留浸透技術協会)」による

③ 次の区域では浸透施設は避ける(飯田市「氾濫調整池等の設計要領」を準用)

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、砂防指定地
- ・ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- ・ 地下水位が高い区域(GL-1 m 以上)
- ・ 高さ 2 m 以上、角度 30° 以上の斜面及び斜面の下端及び上端から浸透施設の深さの 2 倍に相当する距離

9. 提出資料

排水施設計画の確認のため、規則の定めのほか下記資料の提出を求める

- ① 1/1,000 以上の平面図(造成敷地の標高、敷地内水路、放流先水路の断面、勾配が明示されていること)
- ② 1/10,000 以上で水路の流域を表示した平面図(流下能力の算出をした場合)
- ③ 上記 2~8 の計算書および資料(使用した係数や数値の根拠も明示する)

10. 配慮すべき事項

10-1 確認結果のまとめ

排水計画の確認の結果は次の 3 項目に区分する

- A : 排水計画について特に意見がないもの
- B : 排水計画の一部に修正すべき意見があるもの
- C : 排水計画に重要な修正点があり、周辺や下流に影響があると思われるもの

10-2 通知書の意見

確認結果の区分ごとに次の意見を記載

- A : 周辺用地及び下流水路に支障がないよう排水計画に十分配慮してください
- B : 排水計画のうち次の事項については再度検討し、周辺用地及び下流水路に支障がない排水計画としてください

- 例 ①降雨強度算定における到達時間
- ②排水流量算定における流量係数

- C : 排水計画のうち次の事項については、周辺用地及び下流水路に支障が生じる心配がありますので、見直しを行い支障が生じないよう十分な措置をしてください。なお、計画の修正を行う場合は、届出の変更（条例第 4 条）を提出してください

- 例 ①調整流量の算出
- ②流下能力算出における流域面積

11. その他

この基準は平成 26 年 7 月 1 日受付の届出より適用する